

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年4月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400492号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500003号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月21日は60万円、平成20年7月25日は54万円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日及び平成20年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月21日及び平成20年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月
② 平成20年7月

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていることを確認できる給与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書により、請求者は請求期間①及び②に賞与を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額の記録を、請求期間①は60万円、請求期間②は54万円に訂正することが必要である。

また、賞与支給日については、同僚の標準賞与額の記録、預金通帳及び陳述から、請求期間①は平成19年12月21日、請求期間②は平成20年7月25日であると認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月21日及び平成20年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。